株主各位

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 株式会社 新生銀行 取締役代表執行役社長 八 城

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当行第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通 知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同 封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただくか、または電磁的方法(インターネッ ト等)によって議決権を行使することができますので、後記「議決権の行使等についてのご案内」 をご高覧のうえ、いずれかの方法により、平成22年6月22日(火曜日)午後5時までに到着するよ う議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。 なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当

行ウェブサイト(アドレス http://www.shinseibank.com)に掲載させていただきます。 当日ご出席いただけない株主様が後日株主総会の状況をご覧いただけますよう、当行ウェブサイトにて第10期定時株主総会の状況を一定期間公開する予定です。なお、出席されます株主様の映像は公開いたしません。

1. 目 平成22年6月23日(水曜日)午前10時 2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目 1番8号 新生銀行 本店1階 新生ホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 1. 第10期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)事業報告、連結計算書類、並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件2. 第10期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)計算書類報告の件 報告事項

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 取締役及び監査役の報酬等の限度額決定の件

以上

「議決権の行使等についてのご案内」

- (1) 代理人による議決権行使
 - 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会に ご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますので、 ご了承ください。
- (2) 株主総会参考書類及び計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法 株主総会参考書類に記載すべき事項並びに計算書類、連結計算書類及び事業報告の内容とすべ き事項について、招集通知を発出した目から株主総会の前日までに修正する必要が生じた場合は、 修正後の事項を当行ウェブサイト (http://www.shinseibank.com) に掲載いたしますのでご了承 ください。
- (3) 書面及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるもの を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットにより議決権行使が重複してなされた場合の取扱い インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決 権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) 電磁的方法により招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求される場合の取扱い

電磁的方法により招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求された場合は、書面にて交付することとします。また、その際は、後記47頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」に記載しております住友信託銀行株式会社 証券代行部までご請求ください。

(6) 機関投資家向け議決権行使プラットフォームの取扱い

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しては、後記47頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の事由

- (1) 平成22年度下期に予定している本店移転プロジェクトに基づいて、定款第3条に定める本店の所在地を、東京都千代田区から東京都中央区に変更します。なお、本変更につきましては、平成23年1月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を発生することとし、その旨の附則第42条を設けるものです。
- (2) 当行は委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行するため、所要の変更を行うものです。

当行は、平成16年(2004年)6月24日の株主総会の終了時点をもって改正商法に基づく委員会等設置会社に移行して以来、当該ガバナンス体制を採用してきました。委員会設置会社のフレームワークのもとで、執行役に対する業務執行権限の委譲を通じ迅速かつ機動的な業務執行を行うこと、及び、取締役会は経営の根幹に関する重要事項の決定と業務執行の監視・監督に特化することで、実効ある監督体制を実現し、効率的かつ透明性の高い経営を目指して参りました。

しかしながら今般、従来以上に、取締役会による内部統制システムの整備やリスク管理などに対する積極的な関与、さらに経営方針の決定における業務執行の実務に基づく経営判断機能の強化が求められてきております。さらに、常勤の監査担当役員による日常の業務執行監査活動や、業務執行及び取締役の活動に対する取締役から独立した監査担当役員による牽制など、監査機能の充実を図る必要性が高まっています。このような理由から、当行は現在の機関設計を変更し、監査役会設置会社に移行いたします。

監査役会設置会社制度における取締役は、業務の決定と執行をともに行うため、取締役会には業務執行に係る権限と責任が集約されることになります。また、従来の委員会設置会社制度では、執行役社長に権限が集中するため、取締役会と業務執行の間の情報の非対称性が大きくなる傾向があり、取締役会の業務執行に対する牽制機能が十分に働かないといった弱点も考えられ、機関設計を変更することによってこれらを克服することが期待できます。

なお、監査役会設置会社のフレームワークを採用した場合も、取締役会で決議する事項や業務執行取締役の職務分掌などを明確に定めるなど、経営の仕組みを工夫することによって業務執行の迅速性を一定程度確保することは可能であり、また、社外取締役や社外監査役など社外役員の数を一定数確保することによって、意思決定の客観性や透明性が担保されます。

取締役の任期については、従来同様1年間とし、剰余金の配当等を取締役会の決議で行うことができる旨、定款で定めます。

(3) 株券喪失登録簿に関する附則の定めが、株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更を 行った日の翌日から起算して1年を経過した平成22年1月6日をもって失効したため、 これを削除し、条文の整理を行います。

2. 定款変更の内容 変更の内容は以下のとおりであります。

行においてはこれを取り扱わない。

(下線は変更部分)

								HP237	
現行	定	款		変	更		案		
第	1章 総 則	J			第1章	総則			
(本店の所在地)			(本店の	の所在地)					
第3条 当銀行は、本	店を東京都 <u>千</u>	<u>-代田</u> 区に置く。	第3条	当銀行は、	本店を東	京都 <u>中央</u>	区に置く。		
(機関)			(機関)						
第4条 当銀行は、株	主総会および	取締役のほか、次の	第4条	当銀行は、	株主総会	および取る	締役のほか、	次の	
機関を置く。			機	関を置く。					
(1) 取締役会			(1)	取締役会					
<u>(2) 指名委員会</u>			<u>(2)</u>	監査役					
<u>(3) 監査委員会</u>			(3)	監査役会					
<u>(4) 報酬委員会</u>			<u>(4)</u> :	会計監査人					
<u>(5)</u> 会計監査人									
***	2章 株 式	V	第2章 株式						
(単元未満株式につい			1	未満株式につ		,			
第8条 当銀行の株主			1	当銀行の株					
1	権利以外の権	利を行使することか		て、次に掲け	でる権利以外	外の権利	を行使するこ	ことが	
できない。			1	きない。			·		
(1) 会社法第189条第				(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利					
(2) 会社法第166条	第1項の規定	による請求をする権							
利		atternation of the second of the second	利						
(3) 株主の有する株		24 21411	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てま よび募集新株予約権の割当てを受ける権利						
よび募集新株予約			-	- 20 21 4 11 11 1	., . , , , , , , , , , , , , , , , , ,			- + 7	
	圧による請求	(をすることかでさる)規定によ	る請求を`	することかで	ごさる	
112.13			,,,,,	•					
	: 十夕傑姓珊 1	ナ. 學 /			(租分じ	+> h)			
7						,	おお 担 正 け	形统	
1					-,			月又州印	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			<u>/</u> 12:	云の仏娥にょ	うて足め	· _402	ムロッつ。		
		. , = 0	, 3		(租行ど	おり)			
			. -		(DEI) C	40 97			
		1 - 0 - 0 APT PT - 1 ATTEM	`						
<u>決定</u> によって定め 3 当銀行の株主名 らびに備置きその	主名簿管理人 およびその事 <u>取締役会の委</u> 、これを公告 簿および新株 他の株主名簿	、を置く。 F務取扱場所は、取締 F任を受けた執行役の Fする。	権 (株主2 第9条 5 2 4 2 2 3	名簿管理人)	(現行ど !人および	おり) その事務 、これを	取扱場所は、		

現 款 行 定 変 更 案 (株式取扱規則) (株式取扱規則) 第10条 当銀行の株式に関する諸手続およびその手数料 第10条 当銀行の株式に関する諸手続およびその手数料 は、法令または本定款のほか、取締役会が定める株 は、法令または本定款のほか、取締役会または取締 <u>役会の委任を受けた執行役</u>が定める株式取扱規則に 式取扱規則による。 よる。 第3章 株主総会 第3章 株主総会 (招集) (招集) 第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。 第11条 (現行どおり) 2 臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。 (現行どおり) 3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除く 3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除く ほか、取締役会の決議に基づき取締役である執行役 ほか、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを 社長がこれを招集する。 招集する。 4 取締役社長に事故があるときは、取締役会の定め 4 執行役社長が欠員のときもしくは取締役でないと <u>きまたは</u>事故があるときは、取締役会の定めるとこ るところにより、他の取締役がこれに代わる。 ろにより、他の取締役がこれに代わる。 (議 長) (議 長) 第14条 株主総会の議長は、執行役社長がこれに当た 第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当た 2 執行役社長が欠員のときまたは事故があるとき 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の定め るところにより、他の取締役がこれに代わる。 は、執行役会長がこれに代わり、執行役社長および 執行役会長ともに欠員のときまたは事故があるとき は、取締役会の定めるところにより、他の執行役が これに代わる。 3 前2項にかかわらず、取締役会は株主総会の議長 3 前2項にかかわらず、取締役会は株主総会の議長 を務める執行役を定めることができる。 を務める取締役を定めることができる。 第4章 取締役および取締役会 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数および選任) (取締役の員数および選任) 第17条 当銀行の取締役は、20名以内とする。取締役の 第17条 当銀行の取締役は、20名以内とする。 うち、2名以上は社外取締役(会社法第2条第15号 に規定する社外取締役をいう。以下同じ。)とす 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することがで (現行どおり) きる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出 席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(現行どおり)

3 取締役の選任決議については、累積投票によらな

現	行	定	款	変	更	案				
(取締役会長)					(削除)					
第19条 取締役	- 会は、その決	:議をもって	、取締役のうち							
から取締役	会長1名を選	定すること	 ができる。_							
	(新記	没)		_(代表取締役の)選定)_					
				第19条 取締役	会は、その決議をもっ	って、代表取締役若				
				干名を選定	<u>する。</u>					
				2 代表取締	5役は、各自当銀行を付	<u> </u>				
	(新記	设)		_(役付取締役の)選定)_					
				第20条 取締役	会は、その決議をもっ	って、取締役のうち				
				から取締役	会長、取締役社長各1	名、取締役副社長、				
				専務取締役	、常務取締役各若干名	<u>名を選定することが</u>				
				<u>できる。</u>						
	(新記	没)		_(役付取締役の)職務)_					
				第21条 取締役	会長は、取締役会を	<u>主宰する。</u>				
				2 取締役会長が欠員のとき、または取締役会長に事						
				故があるときは、取締役社長がこれに当たる。						
				3 取締役社	長は、取締役会の決議	養を執行し、当銀行				
				の業務を紡	<u> :轄する。</u>					
				4 取締役副	社長、専務取締役お。	よび常務取締役は、				
				取締役社長	を補佐して常務を執行	<u>テする。</u>				
				5 取締役社長に事故があるときは、取締役会の定め						
				るところにより、他の取締役がその職務を代行する。						
(シニア・アド	バイザー)			(シニア・アドバイザー)						
第 <u>20</u> 条	(条文名	省略)		第 <u>22</u> 条	(現行どおり)					
(取締役の責任	免除)			(取締役の責任	免除)					
第 <u>21</u> 条	()()			第 <u>23</u> 条	(現行どおり)					
(取締役会の組		**			l織および権限)					
第 <u>22</u> 条 取締役			9	第 <u>24</u> 条	(現行どおり)					
			<u> 預第1号に定め</u>		は、 <u>当銀行の業務執行</u>	<u>亍</u> を決定し、 <u>取締役</u>				
			定し、 <u>取締役お</u>	の職務の対	は行を監督する。					
	の職務の執行	を監督する	0		- 11.5					
(取締役会の招				(取締役会の招						
			し、取締役会長							
			は、 <u>取締役であ</u>		き <u>、</u> または <u>取締役会</u>					
<u>る執行役</u> 社	長がこれに当	iたる。		は、 <u>取締役</u> 社長がこれに当たる。						

現	行	定	款		変	更	案
<u>(執行役社</u> または事故	長については取 があるときは、	締役でない 取締役会	らに欠員のとき <u>ときを含む。)</u> の定めるところ	たに	は事故が	長および <u>取締役</u> 社長と あるときは、取締役 <i>会</i> 取締役がこれに代わる	除の定めるところに
3 第30条に あって各委		会の委員で る者は、前	である取締役で 2項の定めにか	<u>3</u>		(削除)	
<u>4</u> 取締役会 の3日前ま	の招集通知は、	各取締役旦し、緊急	に対して、会日 の必要があると	一に対	けして、 公要があ	の招集通知は、各取総 会日の3日前までに発 るときは、この期間を	きする。但し、緊急
(取締役会の議	長)				。 }会の議	長)	
は、 <u>取締役</u> 2 取締役会 <u>(執行役社)</u> または事故	会長が欠員の。 <u>である執行役</u> 長および <u>執行</u> 長については取	ときまたは 社長がこれ <u>役</u> 社長とも (締役でない 取締役会	事故があるとき に当たる。 らに欠員のとき ときを含む。) の定めるところ	り、 事t 2 耳 たに	取締役 対がある 対締役会 は事故が	会の議長は、取締役 会長が欠員のとき、ま ときは、 <u>取締役</u> 社長か 長および <u>取締役</u> 社長と あるときは、取締役会 取締役がこれに代わる	たは <u>取締役会長に</u> ぶこれに当たる。 もに欠員のときま まの定めるところに
(取締役会の決	議方法)			(取締役	と会の決	議方法)	
第 <u>25</u> 条 <u>(執行役の員数</u> 第 <u>26条 当銀行</u> 2 執行役は	の執行役は、2	<u>執行役</u> 20名以内と		第 <u>27</u> 条		(現行どおり) (削除) (削除)	
(執行役の任期						(削除)	
結後最初に <u>る。</u> 2 他の執行	ち最終のもの 招集される取締 役の在任中新	こ関する定締役会の終たに選任さ	内に終了する事 時株主総会の終 結の時までとす れた執行役の任 時までとする。				

(代表執行役および役付執行役)

表執行役を選定する。

第28条 取締役会は、その決議をもって、1名以上の代

(削除)

現	行	定	款	変	更	案
2 代表執行役	は各自当銀	行を代表す	<u>る。</u>			
3 取締役会は	、その決議	をもって、	執行役会長1名			
および執行役	社長1名、	もしくは少	なくともそのい			
<u>ずれか1名を</u>	選定するも	のとし、ま	た、執行役副会			
<u>長1名ならび</u>	に執行役副	社長、専務	執行役および常			
務執行役各若	干名を選定	することが	できる。			
4 取締役会は	、執行役の	職務の分掌	および指揮命令			
<u>の関係その他</u>	の執行役相	互の関係に	関する事項を定			
<u>めることがで</u>	き、その内	容はすみや	かに各執行役に			
通知する。						
_(執行役の責任免	除)				(削除)	
第29条 当銀行は	、会社法第	426条第1耳	<u> 頁の規定により、</u>			
<u>任務を怠った</u>	ことによる	執行役(執	行役であった者			
<u>を含む。)の</u>	損害賠償責	任について	、取締役会の決			
議をもって法	令の限度に	おいて免除	<u>;することができ</u>			
<u>る。</u>						
	第6章 名	<u> </u>			(削除)	
(各委員会の員数	および委員	の選定)_			(削除)	
第30条 指名、監	査、報酬の	各委員会の	委員は、それぞ			
<u>れ3名以上と</u>	<u>する。</u>					
2 指名、監査	、報酬の各	委員会の委	員の過半数は、			
社外取締役で						
3 監査委員会	の委員は、	当銀行もし	くはその子会社			
の執行役、会	計参与(会計	計参与が法	<u>人であるときは、</u>			
その職務を行	うべき社員) もしくは	支配人その他の			
使用人または	当該子会社	の業務執行	取締役を兼ねて			
<u>いない者でな</u>	ければなら	ない。				
<u>4 指名、監査</u>	、報酬の各	委員会の委	員は、取締役の			
<u>中から、取締</u>	役会におい	て選定する	<u>. </u>			
<u>(委員会の招集お</u>	よび議長)				(削除)	
第31条 各委員会	は、取締役	会において	あらかじめ選定			
された委員が	これを招集	し、その議	長となる。			
2 前項にかか	わらず、各	委員は必要	に応じ委員会を			
招集すること	ができる。					
3 各委員会の	招集通知は	、各委員に	対して、会日の			
			.し、緊急の必要			
があるときは	、この期間	を短縮する	ことができる。			

現行	定	款	変	更	案				
_(委員会の決議方法)				(削除)					
第32条 委員会の決議は、	議決に加わる	<u>らことができるそ</u>							
<u>の委員の過半数が出</u> り	<u> </u>	<u> 丝数をもってこれ</u>							
<u>を行う。</u>									
	(新設)		第5章	章 監査役および監	<u> 查役会</u>				
	(新設)		(監査役の員数お	:よび選任)_					
			第28条 当銀行の	監査役は、5名以下	内とする。				
			2 監査役およ	び補欠監査役の選任	£決議については <u>、</u>				
			株主総会にお	いて、議決権を行信	<u> 吏することができる</u>				
			株主の議決権	₤の3分の1以上を	·有する株主が出席				
			<u>し、その議決</u>	:権の過半数をもっ~	<u>てこれを行う</u> 。				
			3 補欠監査役	の選任決議の効力に	は、当該決議におい				
			て別段の定め	がなされる場合を図	余き、選任後4年以				
			内に終了する	事業年度のうち最終	<u> 冬のものに関する定</u>				
			時株主総会の	開始の時までとする	<u>5.</u>				
	(新設)		_(監査役の任期)_						
			第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事						
			業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終						
			結の時までとする。						
			2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任						
					ご監査役の任期の満				
			了する時までとする。						
((新設)		(監査役の責任免除)						
			第30条 当銀行は、会社法第426条第1項の規定により、						
			任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者						
			を含む。)の損害賠償責任について、取締役会の決						
				令の限度においてタ	包除することができ				
			<u>3.</u>	A 11 31 May	arria de la compansión de				
				会社法第427条第1					
					ったことによる損害				
					5条第1項各号の額				
				皮とする旨の契約を	を締結することがで				
	/ 立に号几 \		<u> </u>						
1	(新設)		(常勤監査役の選	· · · · ·	マ 造場形本勿の				
			第31条 監査役会は、その決議をもって、常勤監査役3						
			名以内を選定	<u>. 9 වං</u>					

現	行	定	款	変	更	案					
	(新	設)		(監査役会の	 組織および権限 <u>)</u>						
				第32条 監査	役は、その全員で監査後	受会を組織する。					
				2 監査役	会は、監査役の職務執行	<u> 「に関する事項を定</u>					
				めること	ができる <u>。</u>						
	(新	設)		(監査役会の	招集)_						
				第33条 監査	役会は、各監査役が招集	<u>集する。</u>					
				2 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日							
				の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるとき							
				は、これを短縮することができる。							
	(新	設)		(監査役会の	決議方法)_						
				第34条 監査	役会の決議は、法令に別	段の定めがある場					
				合を除く	ほか、監査役の過半数を	<u>ともってする。</u>					
	第 <u>7</u> 章	計 算			第 <u>6</u> 章 計 算						
(事業年度)				(事業年度)							
第 <u>33</u> 条	(条文	. ш . ш /		第 <u>35</u> 条	(現行どおり)						
(剰余金の配当		.47		() -1,7,1,111	当等の決定機関)						
第 <u>34</u> 条	(条文	(省略)		第 <u>36</u> 条	(現行どおり)						
(剰余金配当の				(剰余金配当							
第 <u>35</u> 条	(条文	(省略)		第 <u>37</u> 条	(現行どおり)						
(配当金の除斥	241-42			(配当金の除斥期間)							
第 <u>36</u> 条		(省略)		第 <u>38</u> 条	(現行どおり)						
(4. D A Main III	第 <u>8</u> 章		- NEL-+/II +/	/ T. D. A. Mr D.	第 <u>7</u> 章 附 則	. 1 x 10 5 1					
(2.2 (2.1 (2.2.)	会仕移行前0	り取締役およ	び監査役の責任	(212 (21 7121	置会社移行前の取締役お	および監査役の責任					
免除)	(/Z	(Amtr)		免除)	(TD 47 18 ha to)						
第 <u>37</u> 条		(省略)	ま は 々 吹へ)	第 <u>39</u> 条	(現行どおり)	D. の 書 は な PA)					
(会社法施行前(貢仕免际)	(- () - (- () - () - ()	前の取締役および執行行	さの 貢仕 兄 际)					
第38条 第39条 当銀行((>14> 4	(省略) ※紀签の#5世	よいトッド件里もフ	第 <u>40</u> 条	(現行どおり) (削除)						
212			わよい 加まい 加速され は、これを株主		(月1)休)						
			ては取り扱わな								
1 日本日生八日	- 女癿し、=	11(11(12)(1)	C144X 7 1X47/4								
<u>* · · · · · · · · · · · · · · · · · · </u>	トバ木冬け	亚成99年1	日5日まで右効	, (削除)							
			条および本条を		(131147)						
削るものと	•	0	21-1-00 O 11-21 E								
117 0 0 17 C											

現	行	定	款	変	更	案
	(新	r設)		(監査役会設置金	会社移行前の執行役の	責任免除)_
				第41条 平成22年	〒3月31日に終了する	事業年度に関する
				定時株主総会	会の終結前の会社法第	第423条第1項の行
				為に関する	執行役(執行役であっ	た者を含む。)の
				責任免除につ	ついては、なお同定時	株主総会の終結に
				伴う変更前の	の定款第29条の定める	ところによる。
				<変更前定款等	第29条>	
				(執行役の責任	壬免除)	
				第29条 当銀	行は、会社法第426条	第1項の規定によ
				<u>り、任務</u>	を怠ったことによる	執行役(執行役で
				あった者	を含む。)の損害賠償	責任について、取
				締役会の治	央議をもって法令の限	度において免除す
				<u>ることが</u>	<u>できる。</u>	
	(新	r設)		_(第3条の変更の	の効力発生日)	
				第42条 平成22年	<u> </u>	事業年度に関する
				定時株主総会	会において決議された	第3条 (本店の所
				在地) の変	更は、平成23年1月31	日までに開催され
				る取締役会は	こおいて決定する本店	移転日をもって効
				力を生じる。	ものとし、当該本店移	転日の前日を経過
				<u>するまでは、</u>	なお当該変更前の定	<u> 款第3条の定める</u>
				<u>ところによる</u>	る。なお、本条は、本	店移転日経過後、
				これを削除~	<u>する。</u>	
				<変更前定款等	第 <u>3条></u>	
				_(本店の所在は	也)	
				第3条 当銀行	亍は、本店を東京都千	代田区に置く。

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となります。また、本定時株主総会における第1号議案「定款一部変更の件」につきご承認いただいた場合、当行は委員会設置会社から監査役会設置会社に移行いたします。つきましては、第1号議案をご承認いただくことを条件として、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行 株 式 の 数
1	とうま 当 麻 茂 樹 (昭和23年9月29日生)	昭和47年4月 平成12年6月 平成13年5月 平成13年5月 平成14年4月 平成14年4月 平成14年11月 平成14年17月 平成19年6月 平成19年6月 平成22年5月 平成22年6月 平成22年6月 平成22年6月 平成22年6月 平成22年6月 平成22年6月 平成22年6月 平成22年6月 平成22年6月 平成22年6月 平成22年6月 平成22年6月 平成22年6月 平成22年6月 平成22年6月	0株
2	なかむら ゆきお 中 村 行 男 (昭和29年9月5日生)	昭和53年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行)入行 平成12年10月 当行審査業務部長兼ポートフォリオ・リスン統轄部長 当行審査業務部長兼ポートフォリオ・リスン統轄部長兼オ ペレーショナルリスン管理部長 平成20年6月 当行執行役法人営業統轄本部長 当行常務執行役法人営業統轄本部長(現任)	普通株式 3,177株
3	J. クリストファー フラワーズ (昭和32年10月27日生)	昭和54年3月 コールト・マン・サックス社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成8年10月 エンスターゲーループ 取締役 (現任) 平成12年3月 当行取締役 (現任) 平成14年11月 J.C.フラワーズ 社会長 (現任) 平成19年8月 ケスラーゲ ループ 取締役 (現任) 平成20年9月 フラワーズ・ナショナル銀行会長 (現任)	普通株式88,571,640株
4	^{かに} しげる 可 児 滋 (昭和18年9月20日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役(現任) 平成18年4月 横浜商科大学教授(現任)	0株

	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行 株 式 の 数
5	まつもと おおき 松 本 大	昭和62年4月 ソロモシ・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア	0株
3	5 (昭和38年12月19日生)	で成10年3月 (現 マネックスケン・ルーブ・株式会社) 代表取締役社長 (現任) マ成17年5月 マネックス・ビーンズ・証券株式会社 (現 マネックス証券株式会社) 代表取締役社長 (現任) 平成20年6月 株式会社東京証券取引所ゲルーブ 取締役 (現任) 当行取締役 (現任)	01/1
6	たかはし ひろゅき 高 橋 弘 幸 (昭和12年3月1日生)	昭和34年4月 平成8年6月 平成9年6月 中成12年6月 平成12年10月 中成12年10月 中成17年10月 中成17年10月 中成18年6月 平成18年6月 平成18年6月 平成18年6月 平成18年6月 平成18年6月 平成19年6月 上間法人日本監查役協会專務理事兼事務局長 同協会理事 平成18年6月 松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社) 監查役 (現任) 松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社) 監查役 (現任)	0株

- (注) 1. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当 (委員会) については事業報告 (29頁) に記載しており ます。

 - (検補者と当行との特別の利害関係について
 (1) 当行はNIBC Bank Ltd. に対して融資を行っていますが、同行の完全親会社であるNIBC Holding N. V. を間接的に支配しているNew NIB Limitedに対して、J. クリストファー フラワーズ氏が49%の議決権を保有しております。
 (2) 当行は、J. クリストファー フラワーズ氏が設立し、会長をつとめる投資助言会社であるJ. C. フラワーズ社が助言を行う JCF Associates II Ltd. 及び JCF Associates III Ltd. がそれぞれ運営する J. C. Flowers II L. P. 及び J. C. Flowers III L. P. 及び J. C. Flowers III L. P. に対して出資を行っています。また、同社が運営する当該ファンドの一部につき、当行は同社と助言に関する取り決めを行っています。
 (3) 平成20年1月、J. C. フラワーズ社により助言を受けた4つの投資ヴィークルが、公開買付けによって当行の普通株式358,456千株を取得し、さらに当行の資本基盤増強のため117,647千株の新規発行普通株式を引受けました。J. クリストファー フラワーズ氏は当行の取締役であり、J. C. フラワーズ社の創設者かつ経営陣でもあります。
 - その他の取締役候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 3. J. クリストファー フラワーズ、可児 滋、松本 大、高橋弘幸の各氏は社外取締役候補者であります。

 - 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
 (1) 社外取締役候補者の選任理由について

 J. クリストワーー アラワーズ氏につきましては、銀行業務、金融サービス業及び金融業務全般についての専門性と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 可児 滋氏につきましては、リスク管理分野における見識と銀行業務に関する幅広い知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 鉱本 大氏につきましては、金融に関する豊富な知識、また経営者としての経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

 ④ 高橋弘幸氏につきましては、企業監査に関する高い見識と幅広い分野に亘る業務経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

(2) 社外取締役候補者が最後に選任された在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行なわれた事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について

当行は平成21年7月28日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び銀行法に基づき、業務改善命令を受けました。これは、平成21年3月期の当行単体決算が、経営健全化計画の単体収益目標値を大幅に下回ったことによるものです。本命令を受けて、当行は、今後の経営戦略を明確にする業務改善計画を平成21年9月11日に提出しました。これに先立つ平成21年9月9日の取締役会において、業務の善計画を平成21年9月11日に提出しました。これに先立つ平成21年9月9日の取締役会において、業務の国内回帰やリスク管理、ガバナンス強化の重要性について認識を新たにした上で、業務改善計画の承認を行っております。社外取締役候補者J、別パトプァーブラレズ、可児 滋、松本 大、高橋弘幸の各氏は、この業務改善命令を受ける以前より、取締役会と監査委員会等を通じて国内外の金融環境の変動等による影響、及び決算見通し等について業務執行側から報告を受けておりました。業務改善命令を受けた後は、業務改善計画の着実な実行に資する監督・監査活動を行うとともに、当行収益基盤の強化やリスク管理体制強化のために、より一層の体制強化を果たすべく、取締役会として様々な協能を行っております。

(3) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について 松本 大氏が代表取締役社長をつとめているマネックス証券株式会社は、平成17年11月より実施された証券取引等監視委員会による検査の結果、顧客の有価証券の売買等に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況であること、及び証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況であることが法令違反の事実として認められ、これに伴い、平成18年6月に金融庁より業務改善命令を受けました。なお、同社は平成18年7月に金融庁に対し本件に係る業務改善報告書を提出し、受理されております。また、マネックス証券株式会社は、平成20年11月より実施されを証券取引等監視委員会による検査の結果、企融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況であることが法令違反の事実として認められ、これに伴い、平成20年11月より実施されと認められる状況であることが法令違反の事実として認められ、これに伴い、平成20年11月より実施されと認められる状況であることが法令違反の事実として認められ、これに伴い、平成21年3月に金融庁より、業務停止命令(平成21年4月1日から同年6月30日までの間、システム整備を伴う新たな業務展開(金融庁が個別に認めたものを除く)の停止)及び業務改善命令を受けました。なお、同社は、平成21年4月に金融庁に対し本件に係る業務改善報告書を提出し、受理されております。 高橋弘幸氏が社外監査役をつとめている松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)は警視庁発注の交通信号機工事の営業活動に関して、公正取引を会社(現パナソニック株式会社)は警視庁発注の交通信号機工事の営業活動に関して、公正取引を会社(現パナソニック株式会社)は警視庁発注の交通信号機工事の営業活動に関して、公正取引を会社、「現パナソニック株式会社)は警視庁発注の交通信号機工事の営業活動に関して、公正取引を登録といるといいませば、「現パナソニック株式会社)は警視で表生に対しているなどのでは、1年を表生に対しているなどのでは、1年を表生に対しているなどのでは、1年を表生に対しているなどのでは、1年を表生に対しているなどのでは、1年を表生に対しているのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しますなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しないのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しているなどのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないるなどのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないるでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対しないのでは、1年に対

- (4) 社外取締役候補者のうち現に当行の社外取締役である者が社外取締役に就任してからの年数について
 - J. クリストファー フラワーズ氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって通算 9 年 3 $\upsign \upsign \ups$

 - のりょう。 可見、遂氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって6年であります。 松本 大氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって2年であります。 高橋弘幸氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって4年であります。 (4)
- (5) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要について

社外取締役候補者 J. パパトファーフラーボ、可児 滋、松本 大、高橋弘幸の各氏は当行と会社法第427条第 1 項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記 4 名の再任が承認された場合、当行は 4 名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会における第1号議案「定款一部変更の件」につきご承認いただいた場合、当行は委員会設置会社から監査役会設置会社に移行いたします。つきましては第1号議案をご承認いただくことを条件として、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査委員会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する当行 株 式 の 数
1	^{わたなべ} あきら 渡 部 晃 (昭和34年7月22日生)	昭和58年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行)入行 平成15年7月 当行下一方ッツ部部長 平成15年11月 当行資金部部長兼キャピタルマー-ケッツ部部長 平成17年9月 当行 I B業務管理部部長兼キャピタルマー-ケッツ部部長 平成18年4月 平成21年1月 当行監查委員会事務局部長 当行財務部門部長(現任)	0株
2	さずえ 志 賀 こず江 (昭和23年11月23日生)	昭和42年11月 日本航空株式会社入社 平成5年4月 横浜地方検察庁検事 平成10年4月 第一東京弁護士会登録 平成11年8月 志賀法律事務所開設 平成14年6月 中次綜合法律事務所,一十十一 中本與正損害保険株式会社監查役 (現任) 平成17年10月 白石綜合法律事務所,一十十一 (現任) 平成19年3月 FXプライム株式会社監查役 (現任) 平成19年4月 特種東海市。ディノクデス株式会社監查役 (現任) 平成21年9月 株式会社東横/取締役 (現任) 根式会社主	0株
3	たむら たつや 田 村 達 也 (昭和13年10月11日生)	昭和36年4月 平成4年1月 平成8年4月 平成14年5月 平成15年3月 平成20年6月 平成20年6月 平成21年6月 平成21年6月	0株

- (注) 1. 候補者と当行との特別の利害関係について 候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 志賀こず江、田村達也の各氏は社外監査役候補者であります。
 - 3. 社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
 - (1) 社外監査役候補者の選任理由について
 - ① 志賀こず江氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を当行監査に反映していただくため社外監査役として選任をお願いするものです。
 - ② 田村達也氏につきましては、金融及び企業統治に関する豊富な経験、知識を当行監査に反映していただくため社外監査役として選任をお願いするものです。

(2) 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、 その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不正な業務執行が行われた事実、 並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

志賀こず江氏が社外監査役をつとめている日本興亜損害保険株式会社において、費用保険金等の付随的な保険金の支払漏れ(本件に関し、同社は平成17年11月、金融庁から業務改善命令を受けました。)、第三分野商品(医療保険・介護費用保険等)における保険金の不適切な不払い(本件に関し、同社は平成19年3月、金融庁から業務の一部停止命令及び業務改善命令を受けました。)、及び火災保険の募集における構造級別等の適用誤りの発生がありました。同氏は、日頃から法令遵守の視点に立った提言を行っており、また本件の発覚後は、実態解明のため調査報告を受けるとともに、再発防止に向けた具体的提言を行うなどの対応を行い、その職責を果たしております。

(3) 社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であっても、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと当行が判断した理由について

志賀こず江氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業関連法務に関して高い実績をあげているとともに、豊富な経験を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

(4) 社外監査役との責任限定契約の内容の概要について

社外監査役候補者志賀こず江、田村達也の各氏が選任された場合は、各氏は当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外監査役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会における第1号議案「定款一部変更の件」につきご承認いただいた場合、当行は委員会設置会社から監査役会設置会社に移行いたします。つきましては第1号議案をご承認いただくことを条件として、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。また、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査委員会の同意を得ております。 補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

	氏 (生	年	月	名 日)	略	歴	お	ょ	び	重	要	な	兼	職	の	状	況	所有する当行 株 式 の 数
1	やすた 保 (昭和1	田	眞	_{まきこ} 紀子 の日生)	昭和4 昭和5 平成1 平成1 平成2	5年 9年 2年 8年 8年	5月 4月 3月 3月	保第一新	東法東監信 [日本]	性特許 正役 任銀行	午事系 第士会 テ株コ	务所限 会副会 代会补	開設 公長 土監査	(現信 <u></u> 全 社 監 社 監 社 監 社 監 社 監 に に に に に に に に に に に に に	(現信		現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当行との特別の利害関係について 候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 保田眞紀子氏は補欠社外監査役候補者であります。
 - 3. 補欠社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
 - (1) 補欠社外監査役候補者の選任理由について 保田眞紀子氏につきましては、弁護士としての専門的な知識及び銀行業務の監査に関する経験等を当行監 査に反映していただきたく補欠社外監査役として選任をお願いするものです。
 - (2) 補欠社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であっても、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと当行が判断した理由について

保田眞紀子氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業関連法務及び銀行業務の監査に関して 高い実績をあげているとともに、豊富な経験を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行し ていただけると判断しております。

(3) 補欠社外監査役との責任限定契約の内容の概要について

当該候補者保田眞紀子氏が社外監査役に就任された場合は、当行と会社法第427条第1項に基づき責任限 定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する ものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外監査役が職務を行うにつき善意で重大な 過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する ものとなっております。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬等の限度額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認を条件として、当行が委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行することに伴い、当行の取締役及び監査役の報酬等については、諸般の事情を総合勘案して、次のとおりといたしたいと存じます。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとさせていただきます。また、第2号議案「取締役6名選任の件」及び第3号議案「監査役3名選任の件」をそれぞれご承認いただきますと、取締役の員数は6名(うち社外取締役4名)となり、監査役の員数は3名(うち社外監査役2名)となります。

取締役の報酬等の額 年額180百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)

監査役の報酬等の額 年額 60百万円以内

以上

(提供書面)

第10期(平成21年4月1日から) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】 当行グループは、平成22年3月31日現在、当行、子会社213社(うち株式会社アプラスフィナンシャル、昭和 リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社等の連結される子会社及び子法人等125社、非連結の子会社及び 子法人等88社)及び関連法人等22社(持分法適用会社。日盛金融控股股份有限公司等)で構成され、銀行業務を 中心に、証券業務、信託業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置付けは次のとおりであります。

(銀行業務) 当行の本店のほか国内支店、一部の子会社及び子法人等並びに一部の関連法人等(持分法適用会社)において、 預金業務、債券業務、貸出及び債務保証業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券 売買業務、証券化業務、クレジットトレーディング業務、ノンリコースファイナンス業務、M&A業務、企業再生 業務、コンシューマーファイナンス業務及びコマーシャルファイナンス業務などを行っております。

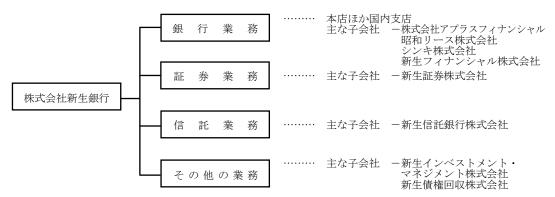
国内子会社の新生証券株式会社において、証券化業務、債券引受販売業務などを行っております。

(目によるが) 国内子会社の新生信託銀行株式会社において、金銭債権信託業務、有価証券信託業務、特定金外信託業務など を行っております。

(その他の業務)

(ての他の条係) 国内子会社の新生インベストメント・マネジメント株式会社において、投資信託委託業務、投資顧問業務など を、同じく、国内子会社の新生債権回収株式会社において債権の管理回収業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注記) 旧株式会社アプラスは、平成22年4月1日を効力発生日とする事業持株会社体制移行に伴い、同日付けで株式 会社アプラスフィナンシャルに商号変更しております。

【金融経済環境】

当事業年度は、平成21年3月にバブル後最安値となる7,000円台を記録した日経平均株価が、平成21年6月には1万円台を回復するなど、日本のみならず世界全体で危機からの回復を図る年となりました。しかし、回復の足取りは決して順調なものとはならず、11月には終値で14年ぶりとなる1ドル=86円台の円高となり、日経平均株価も再び1万円台を割るなど、景気に関する不透明感は依然として残っています。海外においても、11月にドバイワールドの債務繰延返済要請が発表され、いわゆるドバイショックとして信用懸念が表面化したほか、年明けにはギリシャやポルトガルなどで、国家財政への懸念から国債が売られるなど、回復過程にある中で、なお解けはギリシャやポルトガルなどで、国家財政への懸念から国債が売られるなど、回復過程にある中で、なお解けてはギリシャやポルトガルなどで、国家財政への懸念から国債が売られるなど、回復過程にある中で、なお解けては、1月の月例経済報告でデフレ宣言を行いました。これに呼応して、日本銀行においても低金利政策の継続・拡充を行うなど、景気の本格的な回復にはなお時間を要するとの認識が示されています。このような日本銀行による金融緩和策を背景として、短期金利は低下し、代表的な指標となるLIBOR 6ヶ月金利は平成21年3月末と比べて0.3%以上低下しました。一方で、10年以上の長期金利は株式市場の回復に伴って横ばいないし上昇したため、長短金利差は拡大しました。これまでの各種政策を通じて金融事情は徐々に改善しており、今後はこの改善傾向が定着するかが注視されています。また、今般の金融危機を教訓として、バーゼル銀行監督委員会では金融機関に対する規制、監督、リスク管理のあり方の見直しに着手しています。

【企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果】

当行は、法人のお客さま向け銀行業務やリース業務を担う法人・商品部門と、個人のお客さまへのリテールバンキング業務とコンシューマーファイナンス業務を担う個人部門において、グループ全体で、幅広い金融商品・サービスを、お客さまの視点に立って、より効率よく、迅速に、提供するよう努めております。

(法人・商品部門)

(法人・商品部門)
法人・商品部門では、大企業から中堅企業を中心とした事業法人、地域金融機関をはじめとする幅広い金融法人、公共法人のお客さまに対し、伝統的な法人向け金融商品・サービスに加え、お客さまを担当するリレーションシップ・マネージャー(営業担当)と金融商品・サービスの専門家(商品担当)が協働しながら、革新性や機動性を活かした付加価値の高い金融商品・サービス・ソリューションのご提供に取り組んでおります。当年で以上に注意深く耳を傾け、適切にリスク管理を行いながら、お客さまのニーズに応える商などのリスク資産削減する、という基本に立ち返り、業務を運営してまいりました。自己勘定による海外投融資のリスク資産削減する、という基本に立ち返り、業務を運営してまいりました。自己勘定による海外投融資のカ新設、法人向事業務における各ビジネスの見直、リスク管理態勢の再構築などに努めの変化に対応した。一方、国内・銀資でおけまるをピジネスの見直、リスクに対して、経済環境や市場の変化に対応した評価損害の更なるを引き続き実施するなど、法人・商品の主においては、当事業年度において、リスネジメント・予まを引きる手道をであるは、本の更なるを譲渡することにつき買い手と合意するなど、経営資源の戦略的な本再配分に努めております。 本の重な表しました。また、経営資源の戦略的な再配分に努めております。 本の重なとも意から、お客さまの一次においては空間な実験を積み上げてまいました。また、昭和リース株式会社においては、引き続き業務する、対のるとこちである貸出についた。また、昭和リース株式会社においては、引き続き業務する場合においては空間な実績を積み上げてまた。また、昭和リース株式会社においてはしているところでもまりました。また、明和リース株式会社においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においたと表も行ってまいりました。また、一次に対しては、対しいは対したがあった。また、日においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては上においては、引きたいと表しているによります。

(個人部門) 銀行本体のリテールバンキング業務と子会社を通じたコンシューマーファイナンス業務を担う個人部門では、600万人以上のお客さまに対して革新的なソリューションを提供しております。 リテールバンキング業務では、預金を中心とした運用に限らぬより多様な資産運用へのお客さまのニーズにお応えするために、引き続き各種預金・投信・保険商品等幅広い金融商品を提供するとともに、住宅ローンをはじめとしたローン商品の提供にも積極的に取り組んでまいりました。利便性の高いインターネットやコールセンターといったリモートチャネルを通じた商品・サービスの拡充を図ると同時に、費用効率の高い小型占舗で、専門スタッフによる資産運用相談サービスを提供する「新生コンサルティングスポット」を首都圏、関西圏を中心に増設する等、一部店舗の改廃を実施しながら、お客さまのニーズにより適切にお応えできるようネットワークチャネルの充実・拡大を図っております。

このような施策の結果、当事業年度、リテールバンキング業務の業績は順調に推移するとともに、顧客基盤も引き続き拡大いたしました。総合口座「PowerFlex」(パワーフレックス)の口座数は平成22年3月末には従来からの口座を含め250万口座を超え、当行の安定的な資金調達基盤である個人預金残高は、同3月末現在で5兆3,000億円を超えるとともに、仕組預金、年金、保険投資商品を含む個人預り資産残高全体で同3月末現在、6兆3,000億円を超えました。また、住宅ローンについても、手数料無料の自動繰上返済機能や貸越サービス、さらに柔軟性の高い商品設計などが評価され、「パワースマート住宅ローン」の取扱いも堅調に推移しております。一方、コンシューマーファイナンス業務においては、当事業年度、市場の縮小を受けた営業資産の減少と利ざやの低下が続く中、平成22年6月の改正貸金業法の完全施行を前に、過払利息返還に対する手当として株式会社アプラスフィナンシャル(以下「アプラスフィナンシャル」)、株式会社シンキ(以下「シンキ」)において、利息返還損失引当金を大幅に積み増すなど、大変厳しい業績となりました。なお、新生フィナンシャル株式会社(以下「新生フィナンシャル」)については、過払利息返還請求を受けるリスクのある取得資産のうち相当な部分について、GEによる損失補償が付与されており、リスクは限定的となっております。このような環境下、コンシューマーファイナンス業務については、連結子会社であるシンキの完全支配化手続に売争力の向上に向けた施策を講じております。平成21年9月には、連結子会社であるシントの完全支配化手続に売争力の向上に向けた施策を講じております。平成21年9月には、連結子会社であるシントの完全支配化手続に売りし、平成22年3月には、シンキを新生フィナンシャルが、事業持株会社へ移行(平成22年4月1日付)するのに先立ち、平成22年4月1日付)するのに先立ち、平成22年4月1日付)するのに先立ち、平成22年4月1日付)するのに先立ち、平成22年4月には同社に対する当行出資比率の引き上げを行い、当行の同社に対する姿勢を整えました。業務の再編、見直しをさらに推進することといたしました。当行は、今後とも、当行コンシューマーファイナンス業務の効率性の向上、競争力の強化に、当行の強みであるITシステムを活用しながら取り組んでまいります。

(財務基盤) 平成21年10月に、当行が議決権を100%保有する海外特別目的子会社が、当行グループのTier I資本の強化を図るため、国内において総額90億円の優先出資証券を発行いたしました。また、平成21年12月には、多様化する個人のお客さまの運用ニーズに応えるとともに、当行グループの資本調達手段の多様化を図るべく、国内の個人投資家を主な対象とする劣後特約付社債を50億円発行いたしました。平成22年3月末においては、既述の資本政策に取り組んだことに加え、リスク資産の削減に徹底的に取り組んできた結果、当事業年度が赤字決算とはなりましたが、自己資本比率については8.35%と前事業年度末比横ばいの水準を確保し、Tier I比率については6.35%と、同比若干改善いたしました。

(あおぞら銀行との経営統合の見合わせ) 当行は、平成21年7月1日に株式会社あおぞら銀行と対等比率による両行の合併に向けた、Alliance Agreement (統合契約)に調印し、それ以降両行で協議を続けてまいりましたが、平成22年5月14日に開催した取締役会で の決議により、当該統合契約を解消することといたしました。

当行グループの当連結会計年度末における連結総資産は11兆3,767億円 (前連結会計年度末比5,724億円減少) となりました。主要な勘定残高といたしましては、預金・譲渡性預金が6兆4,753億円 (同比2,032億円増加)つ 債券は4,837億円 (同比1,918億円減少)、貸出金につきましては5兆1,637億円 (同比7,131億円減少)となりま

した。 損益面では当連結会計年度の経常収益は5,663億円(前連結会計年度比353億円減少)、経常費用は6,390億円 (同比1,259億円減少)となりました。この結果、連結経常損失は726億円(前連結会計年度は連結経常損失1,633 億円)となり、特別利益347億円、特別損失851億円、法人税等15億円(損)、法人税等調整額67億円(損)、少 数株主利益88億円(損)等を加えた連結当期純損失は1,401億円(前連結会計年度は連結当期純損失1,430億円)

【企業集団が対処すべき課題】

当行グループは、当事業年度において、お客さまのニーズに徹底的に応える、という基本に立ち返る姿勢で業務に取り組む一方、早期の収益力回復に向け、ノンコア業務に対する適切な対応、リスク資産に対する保守的な手当てを実施いたしました。今後とも、収益力の回復に向け、以下のとおり各種戦略施策、体制の強化に取り組

1. お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による当行グループ全体の長期的・安定的な収益の計上 当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、最新のITを活用した柔軟性の高いシステム 基盤を活用し、付加価値の高い商品・サービスをスピーディーにご提供するとともに、グループ全体で徹底した 合理化に取り組むことで、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。今般、新たに、法人ならびに個 人のお客さま向けのビジネスへの注力を柱とする「中期経営計画」を策定し、まずは営業基盤の再構築と、財務 基盤の強化に取り組んでまいります。

(法人・商品部門)

(法人・商品部門) お客さまの、従来からのニーズの中心である、貸出などのベーシックバンキング、適切なリスク・リターン水準を確保しながら取り組む不動産ノンリコースローン、お客さまとの取引を中心としたキャピタルマーケッツ、金融環境の変化を捉えながら取り組むクレジットトレーディングなどのプリンシパル・インベストメンツ、企業の合併・買収などの仲介をするアドバイザリーなど、対顧客業務と当行が強みをもち、差別化可能な業務をコア業務として債極的に限別をもら、自己勘定による投融資などをノンコア資産として圧縮し、法人・商品部門全体の収益力の回復に取り組んでまいります。事業法人融付貸出については、中堅企業に加え中小企業との取引も推進し、顧客基盤拡大を図ります。また、公共法人との取引拡大や、地域金融機関との連携といった金融法人取引の分野もより一層の充実を図り、従来以上に営業担当と商品担当が協働しつつ、付加価値の高い金融商品・サービスの提供に積極的に取り組んでまいります。

(個人部門) リテールバンキング業務においては、お客さまのライフステージにあわせた資産運用商品・ローン商品の提供 力の強化になお一層取り組むと同時に、個人のお客さまの金融取引・商品に係わるニーズに対し、あらゆるチャ ネルを通じて適切に対応できる提案力を強化してまいります。また、法規制の変更、市場の縮小、業界再編等、 厳しい事業環境にあるコンシューマーファイナンス業務については、グループ子会社間の経営資源の有効活用や ITを最大限に活用した経費構造の見直しと適切な与信費用管理に加え、リテールバンキング、子会社間の垣根を 越えた、個人向け金融サービスのシームレスな展開と幅広い商品・サービスの提供により、真に信頼される個人 向け総合金融サービスの確立へ向けて着実に施策を実行してまいります。

2. リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営当行は、グループ会社を含めた、「バーゼルⅡ」(銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的内部格付手法を採用)のスムーズな運用とリスク管理の高度化及びリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。当行は、委員会設置会社として、取締役会に加えて指名委員会、監査委員会および報酬委員会を設置し、経営の監督にあたるとともに、執行役に対して大幅に業務執行権限を委譲する経営体制を採用してまいりましたが、第10期定時株主総会での決議を前提として、監査役会設置会社に移行する方針です。監査役会設置会社への移行により、組織の最高意思決定機関である取締役会に業務執行を権限・責任を集中させ、業務執行および取締役会から独立した監査役及び監査役会に監査機能を担わせることで、経営判断の機動性を確保しつつ業務執行を適切に行うガバナンス体制を確立してまいります。当行グループは、前事業年度末から適用の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」(いわゆる"J-SOX")への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化と、監査機能の充実を図るとともに、金融商品取引法の規定に沿い、お客さま保護を念頭においたコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

3. 経営健全化計画の達成 当行は、当事業年度においては、国内不動産ポートフォリオをはじめリスク資産の処理を積極的に行ったことによる損失処理により、単体実質業務純益は209億円と経営健全化計画の目標数値を上回ったものの、単体当期純損失は476億円となり、同計画の目標数値を大幅に下回る結果となりました。平成19年6月には平成19年3月期決算が経営健全化計画の収益目標を大きく下回ったことから業務改善命令を金融庁から受け、さらに平成21年3月期においては、米国・欧州そして日本における市場環境悪化の影響や、子会社アプラスフィナンシャルに対

する投資有価証券の減損処理などから、収益実績が経営健全化計画の目標値と大幅に乖離したことにより、平成21年7月にも金融庁から業務改善命令を受けました。公的資金による資本注入を受けている銀行としまして、2期連続で経営健全化計画を達成できなかったことは誠に遺憾であります。修正計画を提出する予定でありますが、今後は新たな経営健全化計画の達成に向けて、より一層、ガバナンスの強化、各業務における収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいる所存でございます。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

(注記) 3. については、子会社等を含まない記述となっております。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:億円)

	平成18年度 (第7期)	平成19年度 (第8期)	平成20年度 (第9期)	平成21年度 (当期)
連結経常収益	5,600	5, 935	6, 016	5, 663
連 結 経 常 利 益 (△は連結経常損失)	231	112	△1,633	△726
連 結 当 期 純 利 益 (△は連結当期純損失)	△609	601	△1, 430	△1, 401
連結純資産額	9, 332	9, 652	7, 674	6, 349
連結総資産	108, 376	115, 257	119, 491	113, 767

⁽注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 連結当期線損益につきましては、世界的な経済環境の悪化及び金融市場の混乱を受けた平成20年度の連結当期純損失1,430億円に対し、平成21年度(当期)におきましても、引き続き厳しい経済環境の中、株式会社アプラスフィナンシャルに対する投資に係るのれんの減損や不動産向け与信を中心に貸倒引当金の繰入を実施したことなどから連結当期純損失1,401億円となっております。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位:億円)

- · コロッ対圧及 ∪ 頂血ッパル				(単位・10円)
	平成18年度(第7期)	平成19年度(第8期)	平成20年度(第9期)	平成21年度 (当期)
預 金	54, 714	58, 651	68, 974	68, 244
定期性預金	29, 380	35, 329	44, 517	44, 275
そ の 他	25, 334	23, 321	24, 457	23, 969
債 券 発 行 高	7, 039	6, 631	6, 767	4, 875
利 付 債 券	7, 039	6, 631	6, 767	4, 875
割引債券	_	_	_	_
社 債	5, 624	5, 199	4, 024	3, 425
貸 出 金	50, 752	53, 563	51, 680	47, 328
個人向け	5, 669	8, 173	8, 683	8, 907
中 小 企 業 向 け	22, 691	21, 358	20, 325	19, 091
そ の 他	22, 391	24, 031	22, 671	19, 329
特 定 取 引 資 産 (トレーディング資産)	2, 841	2, 751	3, 260	2, 110
特 定 取 引 負 債 (トレーディング負債)	873	2, 037	3, 160	1,766
有 価 証 券	20, 620	23, 003	26, 260	36, 745
国債	7, 472	6, 453	12, 042	23, 615
そ の 他	13, 147	16, 549	14, 217	13, 129
総 資 産	87, 289	95, 486	107, 134	104, 885
純 資 産 額	6, 588	7, 327	5, 648	5, 559
内 国 為 替 取 扱 高	311, 040	405, 859	320, 737	306, 443
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 11,559	百万ドル 11,417	百万ドル 11,090	百万ドル 7,421
経 常 利 益 (△は経常損失)	百万円 47, 146	百万円 32,528	百万円 △164,860	百万円 △44, 205
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	百万円 △41,960	百万円 53, 203	百万円 △157, 048	百万円 △47,644
1 株 当 た り の 当 期 純 利 益 (△は1株当たりの当期純損失)	円 銭 △32 14	円 銭 34 46	円 銭 △79 96	円 銭 △24 26

(3) 企業集団の使用人の状況

		当	年 度	末	前年度末					
	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	計	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	計
使用人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
使用八数	4, 976	94	68	978	6, 116	5, 984	137	72	813	7,006

⁽注) 使用人数には、海外の現地採用者を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況 イ. 銀行業務 ① 当行の営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
北海道・東北地区	2 (-)	2 (-)
関 東 地 区	24 (5)	21 (2)
(うち東京都内)	(16 (2))	(16 (2))
中 部 地 区	2 (-)	2 (-)
近 畿 地 区	9 (4)	5 (-)
中国・四国・九州地区	3 (-)	3 (-)
国 内 計	40 (9)	33 (2)
海外	- (-)	- (-)
合 計	40 (9)	33 (2)

⁽注) 当年度末において店舗外現金自動設備を139か所設置しております。

② 当行の当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在	地
梅田支店千里中央出張所	大阪府豊中市新千里東町1-	- 3
梅田支店西宮北口出張所	兵庫県西宮市高松町3-	32
難波支店堺東出張所	大阪府堺市堺区南花田口町2-3	- 20
梅田支店阪急梅田出張所	大阪府大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビバ	√ 1 階
横浜支店鎌倉出張所	神 奈 川 県 鎌 倉 市 御 成 町 10 -	- 5
銀 座 支 店	東京都中央区銀座5-8-	- 1
ららぽーと支店津田沼出張所	千葉県船橋市前原西2-21-	- 1
池袋支店川口出張所	埼玉県川口市川口1-1-	- 1
渋谷支店自由が丘出張所	東京都目黒区自由が丘2 - 11・	- 5

- ③ 銀行代理業者の一覧 該当事項はありません。
- ④ 銀行が営む銀行代理業等の状況 該当事項はありません。
- ロ. 銀行業務(上記イ. を除く) 主要な会社名とその主要な営業所

会	社	名		営業	所	名		所					在					地	
株式会社ア	゚゚プラスフィ゛	ナンシャル	東	京	本	部	東	京	都	新	宿	区	新	小	Ш	町	4	_	1
昭和リ	ース株	式 会 社	本			店	東	京	都	江	東	区	東	雲	1	_	7	_	12
シン	キ 株 式	会 社	本			店	東	京	都	豊	島「	玄	1 池	袋	3	_	1	_	1
新生フィ	ナンシャル	株式会社	本			店	東	京	都	港			5 坂	5		_	2	_	20

ハ. 証券業務 主要な会社名とその主要な営業所

 会
 社
 名
 営業所名

 新生証券株式会社本
 所 在 店東京都千代田区内幸町2-1-

ニ. 信託業務 主要な会社名とその主要な営業所

	د حلت	X A A IL A	C C ** X	's p x/	71					
- 1	会	社	名	営	業	所	名	所	在	地
1	新生信言	壬銀 行 株		本			店	東京都	B 千代田区内幸町2	- 1 - 8

ホ. その他の業務 主要な会社名とその主要な営業所

	会	社	名	営	業	所	名		所						在						地	
ı	新生インベスト	メント・マネジ	メント株式会社	本			店	東	京	都	千	代	田	区	内	幸	町	2	_	1	_	8
ı	新生債材	権 回 収 株	式会社	本			店	東	京	都	千	代	Ш	区	内	幸	町	2	_	1	_	8

(5) 企業集団の設備投資の状況 イ. 設備投資の総額

(単位:百万円)

事業セグメント	金額
銀行業務	13, 885
証 券 業 務	28
信 託 業 務	3
その他の業務	320
合 計	14, 237

ロ. 重要な設備の新設等 該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況 イ. 親会社の状況 該当事項はありません。

ロ 子会社等の供温

ロ. 于芸社寺の状况						
会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金(百万円)	当行が有する子会 社等の議決権比率 (%)	その他
株式会社アプラスフィナンシャル	大阪府大阪市	信販業務	昭和31年 10月6日	15, 000	93. 65	-
昭和リース株式会社	東京都江東区	リース業務	昭和44年 4月2日	29, 360	97. 02	-
シンキ株式会社	東京都豊島区	金融業務	昭和29年 12月1日	16, 709	100. 00 (100. 00)	_
新生フィナンシャル株式会社	東京都港区	金融業務	平成3年 6月3日	66, 518	100. 00 (0. 20)	-
新生信託銀行株式会社	東京都千代田区	信託業務	平成8年 11月27日	5, 000	100.00	1
新生証券株式会社	東京都千代田区	証券業務	平成9年 8月11日	8, 750	100.00	_

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。 2. 当行議決権比率の()内は、間接所有分(内数)であります。 3. 上記の重要な子会社を含む連結される子会社及び子法人等は125社、持分法適用会社は22社であります。

重要な業務提携の概況 1. 当行は、以下の金融機関と提携し、ATMの相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。 都市銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼 玉りそな銀行

中央三井信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社 その他 株式会社商工組合中央金庫、株式会社あおぞら銀行、三浦藤沢信用金庫

- 2. 当行は、株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATMの相互利用による現金入出金のサービスを行っております。
- 3. 当行は、株式会社セブン銀行と提携し、販売チャネルと商品・サービスの相互利用・協力に合意しており、ATM の相互利用による現金入出金のサービスを行うとともに、当行と株式会社セブン銀行による共同ATMコーナーを展開しております。
- 4. 当行は、以下の鉄道会社の駅構内に当行ATMを設置し、現金入出金のサービスを行っております。 東京地下鉄株式会社(東京メトロ)、近畿日本鉄道株式会社 加えて、JR名古屋駅、JR京都駅、JR三鷹駅にも当行ATMを設置し、現金入出金のサービスを行っております。
- 5. 当行は、ビザ・インターナショナルと提携し、海外のPLUSのATMによる現地通貨の現金出金サービスを行っております。
- 6. 当行は、連結子会社である株式会社アプラスと提携し、同社が発行するクレジットカード「新生VISAカード」の申込み取次ぎを行っております。また、平成20年6月からサービスを開始しております「新生銀行スマートローン」について、保証会社として同社と保証委託契約を締結しております。
- 7. 当行は、株式会社東和銀行と業務提携を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

- イ. 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割 該当事項はありません。
- ロ. 他の会社の事業の譲受けのうち重要なもの 該当事項はありません。
- ハ. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

日付		状	況	
	アプラスフィ について、下 ることにより	ナンシャルに商号変更)の記のとおり、それぞれ取得 、当行によるアプラス普通	E種、F種優先株式の全て 請求権を行使し対価として	(平成22年4月に株式会社、及びG種優先株式の一部アプラス株式の交付を受けら93.5%に引き上げました。要
		E種優先株式	F種優先株式	G種優先株式
	発行済株式総数	70, 500, 000株	10,000,000株	25,000,000株
平成22年3月16日	転換前当行 保有株式数 (保有割合)	70,000,000株 (99.3%)	10,000,000株(100%)	25,000,000株(100%)
	転換対象株式数	70,000,000株	10,000,000株	12,000,000株
	転換後当行 保有株式数 (保有割合)	0株	0株	13,000,000株(100%)
	交付を受けた 普 通 株 式 数	589, 473, 684株	100, 351, 229株	293, 398, 533株

日 付	 	況
	転換実施前及び実施後の当行によるアプラ による自己株式保有分を除く)	ス普通株式の保有株数ならびに保有割合(アプラス
	[転換前] 当行保有普通株式数(保有割合) 発行済株式総数(平成21年12月31日時点)	156, 690, 390株(66. 4%) 235, 867, 570株
平成22年3月16日	[転換後] 当行保有普通株式数(保有割合) 発行済株式総数	1, 139, 913, 836株(93.5%) 1, 219, 091, 016株
	本件実施後の当行によるアプラス優先株式(を除く) B種優先株式 C種優先株式 D種優先株式 日種優先株式 日種優先株式 日種優先株式	の保有株数、保有割合(アプラスの自己株式保有分 10,000,000株(100.0%) 15,000,000株(100.0%) 8,500,000株(60.7%) 13,000,000株(100.0%) 32,250,000株(100.0%)
平成22年3月29日	社である新生フィナンシャル株式会社に譲	社である株式会社シンキの普通株式を当行連結子会 渡いたしました(譲渡株数8株、譲渡価格3,040百 フィナンシャル株式会社の100%子会社となりまし
平成22年3月29日	るShinsei Asset Management (India) Pri 受託会社であり同じく当行の連結子会社で Limited の2社につき、100%子会社である	セットマネジメント事業を行う当行連結子会社であ vate Limited ならびに同社が設定する投資信託の であるShinsei Trustee Company (India) Private S特別子会社を通じて保有する両社の全株式をイン 証券グループ本社ならびに大和証券投資信託委託株 ました。

二. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の継承のうち重要なもの 該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項 (1) 会社役員の状況 イ. 取締役

(年度末現在)

1.	取締役									(年	皮末	呪仕)
氏			名	地位及び担	当、委員会	重	要	な	兼	職	そ	の他
八	城	政	基	取締役会長	指名			_				_
ラフ	ール	Ź	ブプタ	取締役	_			_				_
			フラワーズ	,		J. C. フ エンスター ケスラーグ フラワーズ	グルー ループ	プ 社外 取	取締役 収締役			_
伊	藤	侑	徳	取締役(社外)	監査			_				
可	児		滋	取締役(社外)	監査	横浜商科大	学 教	授				_
槙	原		稔	取締役(社外)	指名*報酬	株式会社三	証券株 式会社 菱総合	式会社 社外耶 研究所	社外取 締役 社外取			_
松	本		大	取締役(社外)	指名	マネックス? マネックス 株式会社東J	証券株	式会社	代表取	締役社長		_
長	島	安	治	取締役(社外)	監査	弁護士 日本オーチ いすゞ自動 大阪ヒルト	車株式	会社 社	:外監査			_
小	Щ	信	明	取締役(社外)	監査	弁護士 長谷川香料	株式会	社 社夕	監査役			
高	橋	弘	幸	取締役(社外)	監查*	パナソニッ 協和発酵キ						
ジョン	S. 7	'ズワ-	ース Jr.	取締役(社外)	報酬*	モルガン・ス マニトゥン シーユニューシ ダイヴァーシ 社外取締役	ベンチ	ヤー / チャー	ペートナ 会長			_

(注) *は各委員会の委員長であります。

口. 執行役 (年度末現在)

□ · ₹//11/1Z		(+	及
氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
八城政基	代表執行役 社長 最高経営責任者	_	1
加藤正純	代表執行役 副社長	ライフネット生命保険株式会 社 取締役	-
富 井 順 三	代表執行役 副社長	_	
マイケル クック	専務執行役 リスク管理部部門長 チーフリスクオフィサー	_	1
ダナンジャヤ デュイベディ	専務執行役 グループ最高情報責任者 金融インフラ部門長	_	_
ラフール グプタ	専務執行役 最高財務責任者財務部門長 グループフィナンシャルコントローラー コーポレート財務本部長	_	_

		-	10 11 T 20 10 10	エーア 2 14. 1845	77 ~ AI.
氏		名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
サンジ	·ーブ	グプタ	専務執行役 個人部門長	UTI インターナショナル シ ンガポール プライベート リ ミテッド 取締役	_
サン:	ホー	ソン	専務執行役 法人・商品部門最高責任者部門長	日盛金融控股股份有限公司 取締役 UTI インターナショナル シ ンガポール プライベート リ ミテッド 取締役	1
船	山範	雄	常務執行役 法人営業統轄本部長	-	_
中	村 行	男	常務執行役 法人営業統轄本部長	_	
藤	本 和	也	執行役 法人営業本部長	_	_
本	多道	昌	執行役 法人営業本部長	_	_
松	崎 孝	夫	執行役 大阪支店長		
大	石	滋	執行役 コンシューマーファイナンス本部長	_	_
岡	野 道	征	執行役 オペレーション本部長 リテールサービス本部長	_	
佐	藤芳	和	執行役 システム本部長	_	_
土	屋	貴	執行役 アドバイザリー本部長	_	_

(2) 会社役員に対する報酬等 当該年度にかかる役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報	酬	等	摘	要
取締役	12名 (内 退任済み3名)	(内	14 報酬以外の金額 8	6百万円 3百万円)		
執行役	17名	(内	75 報酬以外の金額6	2百万円 2百万円)		
計	29名 (内 退任済み3名)	(内	89 報酬以外の金額7	8百万円 0百万円)		

- (注) 1. 上記区分においては、取締役兼執行役は執行役として分類し、また執行役を兼務する取締役には取締役としての報酬は支給しておりませ

3. 社外役員に関する事項 (1) 社外役員の兼職その他の状況

(1) 社外役員の兼職その他の状況													
氏		名	兼職その他の	状 況	銀行と当該他の法人等との関係								
			J.C.フラワーズ社	会長 (業務執行者)	J. C. フラワーズ社が助言を行っているファンドの投資家が、同じく同社なり助言を得ている当行主要株主への投資を通じて間接的に当行に投資しています。当行は同社が助言を行っているファンドに投資しています。同社が運営するファンドの一部につき、当行は同社と助言に関する取り決めを行っています。								
J. クリン	ストファー	フラワーズ	エンスターグループ	社外取締役	当行とエンスターグループは、それぞれ 独立に共通の投資案件に参加しているも のがあります。								
			ケスラーグループ	社外取締役	ケスラーグループと当行には資本関係そ の他、特に記載すべき関係はありません。								
			フラワーズ・ナショナル銀行	会長	フラワーズ・ナショナル銀行と当行には 資本関係その他、特に記載すべき関係は ありません。								
可	児	滋	横浜商科大学	教授	横浜商科大学と当行には資本関係その他、 特に記載すべき関係はありません。								
			三菱商事株式会社	相談役	三菱商事株式会社は当行の融資取引先です。								
		稔	稔	稔	稔	稔	稔	稔	稔	稔	三菱UFJ証券株式会社	社外取締役	三菱UFJ証券株式会社と当行には資本 関係その他、特に記載すべき関係はあり ません。
槙	原										稔	稔	三菱倉庫株式会社
						株式会社三菱総合研究所	社外取締役	株式会社三菱総合研究所と当行には資本 関係その他、特に記載すべき関係はあり ません。					
			東京海上ホールディングス株式会社	社外取締役	東京海上ホールディングス株式会社と当 行には資本関係その他、特に記載すべき 関係はありません。								
			マネックスグループ株式会社	代表取締役社長 (業務執行者)	マネックスグループ株式会社と当行には 資本関係その他、特に記載すべき関係は ありません。								
松	本	大	マネックス証券株式会社	代表取締役社長 (業務執行者)	マネックス証券株式会社と当行には資本 関係その他、特に記載すべき関係はあり ません。								
			株式会社東京証券取引所グループ	社外取締役	株式会社東京証券取引所グループと当行 には資本関係その他、特に記載すべき関 係はありません。								

rr.			h	** *** *** *** *** *** *** *** *** ***	JIV 2H	94 亿 1 V 法 W 页 计 1 体 1 页 即 K
氏			名	兼職その他の	状 况	銀行と当該他の法人等との関係
				日本オーチス・エレベータ株式会社	社外取締役	日本オーチス・エレベータ株式会社と当 行には資本関係その他、特に記載すべき 関係はありません。
長	島	安	治	いすゞ自動車株式会社	社外監査役	いすゞ自動車株式会社は当行の融資取引 先です。
				大阪ヒルトン株式会社	社外監査役	大阪ヒルトン株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
小	Л	信	明	長谷川香料株式会社	社外監査役	長谷川香料株式会社と当行には資本関係 その他、特に記載すべき関係はありませ ん。
古	IS 71	71	去	パナソニック株式会社	社外監査役	パナソニック株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
同	高橋弘幸		*	協和発酵キリン株式会社	社外監査役	協和発酵キリン株式会社と当行には資本 関係その他、特に記載すべき関係はあり ません。
				モルガン・スタンレー	アドバイザリー ディレクター	モルガン・スタンレーと当行は特定のプロジェクトでアドバイザリー契約を締結しております。
ジョン	ジョン S. ワズワース Ir.		-7 In	マニトゥ・ベンチャー	パートナー	マニトゥ・ベンチャーと当行には資本関 係その他、特に記載すべき関係はありま せん。
Jav S. VAV-A Jr.		л JI.	シーユァン・ベンチャー	会長	シーユァン・ベンチャーと当行には資本 関係その他、特に記載すべき関係はあり ません。	
				ダイヴァーシファイド・クレ ジット・インベストメンツ	社外取締役	ダイヴァーシファイド・クレジット・インベストメンツと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

(=) I=:	(E) (E) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C							
氏	名	在任期間	取締役会への出席状況 監査委員会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況①				
J. クリスト	ファー フラワーズ	社外取締役 9年 取締役(非常勤) 1年	当事業年度開催の取締役会15 回中13回出席	議案、審議全般において、金融に関する豊富な知識に基づき、必要な発言、助言を適宜行っております。				
伊,	藤 侑 徳	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15 回中全て、監査委員会13回中 全てに出席	銀行業務に関する豊富な知識と経験、他社 社外監査役の経験に基づき、議案全般にお いて必要な発言を適宜行っております。				
可!	児 滋	5年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15 回中全て、監査委員会13回中 全てに出席	専門分野であるリスク管理の観点から議案、 審議について必要な発言、助言を適宜行っ ております。				
槙	原 稔	10年	当事業年度開催の取締役会15 回中13回出席	経営者としての豊富な経験に基づき、議案 全般において必要な発言を適宜行っており ます。				
松	本 大	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15 回中14回出席	金融に関する豊富な知識と経営者としての 経験に基づき、議題全般において必要な発 言を適宜行っております。				
長,	島安治	5年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15 回中全て、監査委員会13回中 全てに出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地、他社社外役員としての経験から議案、 審議につき発言、助言を行っております。				
小	川信明	常勤監査役 1年 社外取締役 10年	当事業年度開催の取締役会15 回中全て、監査委員会13回中 全てに出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地、他社社外監査役の経験に基づき、議案、 審議につき発言、助言を行っております。				
高	橋弘幸	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15 回中14回、監査委員会13回中 全てに出席	他社監査役を含めた豊富な業務経験に基づき、また監査委員会委員長として、議案、 審議全般に関し、必要な発言、助言を行っております。				
ジョン S	. ワズワース Jr.	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15 回中全てに出席	豊富な業務経験に基づき、議案全般におい て必要な発言を適宜行っております。				

氏		名	取締役会における発言その他の活動状況②
—	ストファー フ 藤 侑 児 原 本		当行は平成21年7月28日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び銀行法に基づき、業務改善命令を受けました。これは、平成21年3月期の当行単体決算が、経営健全化計画の単体収益目標値を大幅に下回ったことによるものです。 本命令を受けて、当行は、今後の経営戦略を明確にする業務改善計画を平成21年9月11日に提出しました。これに先立つ平成21年9月9日の取締役会において、業務の国内回帰やリスク管理、ガバナンス強化の重要性について認識を新
長 小 高 ジョン	· 島 安 川 信 橋 弘 S. ワズワー	治 明 幸 -ス Jr.	て、果務の国内国所ですから自住、スパノンス間の単生をはたした上で、業務改善計画の承認を行っております。 各社外取締役はこの業務改善命令を受ける以前より、取締役会・監査委員会等 を通じて国内外の金融環境の変動等による影響、及び決算見通し等について業 務執行側から報告を受けておりました。業務改善命令を受けた後は、業務改善 計画の着実な実行に資する監督・監査活動を行うとともに、当行収益基盤の強 化やリスク管理体制強化のために、より一層の体制強化を果たすべく、取締役 会として様々な観点から議論を行っております。

(3) 責任限定契約

(0) 貝	工限化:	スポン													
氏			名	責	任	限	定	契	約	の	内	容	の	概	要
J. クリ	ストフ	'ァー フ	ラワーズ	社外取締		会社	法第 42	7条第	1.項に	基づき	长、任	務を怠	ったこ	ことに	よる損害
伊	藤	侑	徳	照質質付 合、社外	:か限に 取締線	Eされる とが職績	るもの をを行	とし、	かかい き 姜 き	る仕務1 音で重-	解思に たか過	より音	1行に打	負害を き <i>け</i>	与えた場会社法第
可	児		滋	425条第	1項に	定める	最低	責任限	度額を	限度と	こして	損害賠	賞責任	主を負	担するも
槙	原		稔	のです。											
松	本		大												
長	島	安	治												
小	Ш	信	明												
高	橋	弘	幸												
ジョン	S.	ワズワー	·ス Jr.												

(4) 社外役員に対する報酬等

	支 給 人 数	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
社 外 役 員 の 報酬等の総額等	12名 (内 退任済み 3名)	146百万円 (内 報酬以外の金額8百万円)	_

(5) 社外役員の意見 該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項(1) 株式数

発行可能株式総数 発行済株式の総数

4,000,000千株 2,060,346千株

先17 併休式の秘教 (株式数にかかる注記) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

55,244名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況
休 主 の 氏 名 又 は 名 你	持 株 数 持 株 比 率
SATURN IV SUB LP (JPMCB 380111)	322,964千株 16.44%
預 金 保 険 機 構	269, 128千株 13. 70%
株式会社整理回収機構	200,000千株 10.18%
SATURN JAPAN III SUB C.V. (JPMCB 380113)	110,449千株 5.62%
ASTYANAX CORPORATION 380098	84, 178千株 4. 28%
SANTANDER INVESTMENT SA, C. CENTRAL VALORES	63,539千株 3.23%
CREDIT SUISSE SEC (EUROPE) LTD PB SEC INT NON-TR CLT	49,705千株 2.53%
MORGAN STANLEY & CO. INC	40,872千株 2.08%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	40,518千株 2.06%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	31,473千株 1.60%

(大株主にかかる注記) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。 2. 持株比率は、自己株式 (96,427千株) を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。 3. ASTYANAX CORPORATION 380098名義の株式は、当行取締役であるJ. クリストファー フラワーズ氏が実質的に保有する株式として、当行が報告を受けている株式です。

5. 当行の新株予約権等に関する事項 (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	第1回新株予約権	第5回新株予約権			
取締役会決議日	平成16年6月24日	平成17年6月24日			
発行日	平成16年7月1日	平成17年6月27日			
発行した新株予約権の数	9, 455個	4,922個			
取締役及び執行役の保 有状況 (社外取締役を除く)	438個/14名	452個/12名			
社外取締役の保有状況	_	150個/6名			
新株予約権の目的とな る株式の種類及び数	普通株式 5,298,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 2,693,000株 (新株予約権1個につき1,000株)			
新株予約権の行使時の 1株当たり払込金額	684円	601円			
新株予約権を行使する ことができる期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日			
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した場合に関係を持続を持続を発行が定めたり、新株内に新株子的権者の相続人を必要を発表した場合。 ② 新株予約権を記録を完ける。 ② 新株予約権者が30年までの間の10年の時代を対した新株予的権力の10年までの間の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年	① 新株予約権者が死亡した場とでは、新株予約権者が死亡した場合、期間内部構物の相続行が定合に、所属の主に、			
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行				

	第6回新株予約権	第7回新株予約権				
取締役会決議日	平成17年6月24日	平成17年6月24日				
発行日	平成17年6月27日	平成17年6月27日				
発行した新株予約権の数	2,856個	1,287個				
取締役及び執行役の保 有状況 (社外取締役を除く)	394個/3名	194個/11名				
社外取締役の保有状況	_	_				
新株予約権の目的とな る株式の種類及び数	普通株式 1,921,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 689,000株 (新株予約権1個につき1,000株)				
新株予約権の行使時の 1株当たり払込金額	601円	601円				
新株予約権を行使する ことができる期間	平成17年7月1日から平成27年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日				
新株予約権の行使の条件	① 新株子的相株 出日られ個単す権株な は 月記と予約権権があるのとにだによか。 一 平総づるのでは、利用人を表して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対	① 新精神 出日られ個単す権株 出日られ個単す権機・原子的機・のところのといるとと表しているとと表していると、				
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行					

		T							
	第8回新株予約権	第9回新株予約権							
取締役会決議日	平成17年6月24日	平成17年9月23日							
発行日	平成17年6月27日	平成17年9月28日							
発行した新株予約権の数	561個	157個							
取締役及び執行役の保 有状況 (社外取締役を除く)	84個/2名	108個/1名							
社外取締役の保有状況	_	_							
新株予約権の目的とな る株式の種類及び数	普通株式 237,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 108,000株 (新株予約権1個につき1,000株)							
新株予約権の行使時の 1株当たり払込金額	601円	697円							
新株予約権を行使する ことができる期間	平成17年7月1日から平成27年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日							
新株予約権の行使の条件	① 新株子の相様 出日られ個単す権株な 出日られ個単す権が30名。定期 のる場子の相様の担当を10名。 新聞内本 だり、 70年1月から、 10名 では、 70年1月から、 70年1	① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が発行が完合に、新株予に制備者が当した場合、期間、本格別で定位に、一個の主義を表した。 7月1日との一個の主義を表して、1個の主義を表して、1個の主義を表して、1個の主義を表して、1個の主義を表して、1個の主義を表して、1個の主義を表して、1個の主義を表して、1個の主義を表して、1個の主義を表して、1個の主義を表して、1個の主義を表して、1個の主義を表して、100回のののののののでは、100回ののののののののののののののののののののののののののののののののののの							
有利な条件の内容	新株予約権	を無償で発行							

	第10回新株予約権	第13回新株予約権							
取締役会決議日	平成17年9月23日	平成18年5月23日							
発行日	平成17年9月28日	平成18年 5 月25日							
発行した新株予約権の数	53個	5, 342個							
取締役及び執行役の保 有状況 (社外取締役を除く)	36個/1名	441個/15名							
社外取締役の保有状況	_	150個/6名							
新株予約権の目的とな る株式の種類及び数	普通株式 36,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 2,820,000株 (新株予約権1個につき1,000株)							
新株予約権の行使時の 1株当たり払込金額	697円	825円							
新株予約権を行使する ことができる期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日	平成20年6月1日から平成27年6月23日							
新株予約権の行使の条件	① 新株子の相様 出日られ個単す権株な 出日られ個単す権株な は 月記と予約場合がある。定例 切ができるの間にというが表すのとして、対して、以下では、以下では、以下では、以下では、以下では、以下では、以下では、以下では	① 新株子約権権者が当た場合に対した場合に対した場合に対した場合に対した場合に対した場合に対した場合に対した場合に対した場合に対した場合に対した場合に対した場合に対した場合に対した場合に対した場合に対した場合に対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対							
有利な条件の内容	新株予約権を	を無償で発行							

r									
	第14回新株予約権	第15回新株予約権							
取締役会決議日	平成18年5月23日	平成18年5月23日							
発行日	平成18年5月25日	平成18年5月25日							
発行した新株予約権の数	3,027個	1,439個							
取締役及び執行役の保 有状況 (社外取締役を除く)	205個/2名	194個/14名							
社外取締役の保有状況	I	_							
新株予約権の目的とな る株式の種類及び数	普通株式 2,044,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 748,000株 (新株予約権1個につき1,000株)							
新株予約権の行使時の 1株当たり払込金額	825円	825円							
新株予約権を行使する ことができる期間	平成18年6月1日から平成27年6月23日	平成20年6月1日から平成27年6月23日							
新株予約権の行使の条件	① 新株子の相株 出日られ個単す権株な 出日られ個単す権がなりが著書」使のことの表情を対してといる。定初 のことに満れる。 この11年の11年の11年の11年の11年の11年の11年の11年の11年の11	① 新株子約相様 ・ 新株子約相続子約相続子約相続子約相続子約相続子が当た場合。 ・ 大多の下では、 ・ 大多の下が立た。 ・ 大多の下が立た。 ・ 大多の下が立た。 ・ 大多の下が立た。 ・ 大多の下が立た。 ・ 大多の下が立た。 ・ 大多の下が立た。 ・ 大多の大変のでは、 ・ 大多のでは、 ・ 大きでいる。 ・ 大きでい							
有利な条件の内容	新株予約権を	・ を無償で発行							

	第16回新株予約権	第17回新株予約権							
取締役会決議日	平成18年 5 月23日	平成19年5月9日							
発行日	平成18年5月25日	平成19年5月25日							
発行した新株予約権の数	331個	3, 306個							
取締役及び執行役の保 有状況 (社外取締役を除く)	17個/1名	459個/10名							
社外取締役の保有状況	_	70個/7名							
新株予約権の目的とな る株式の種類及び数	普通株式 37,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 1,831,000株 (新株予約権1個につき1,000株)							
新株予約権の行使時の 1株当たり払込金額	825円	555円							
新株予約権を行使する ことができる期間	平成18年6月1日から平成27年6月23日	平成21年6月1日から平成29年5月8日							
新株予約権の行使の条件	① 新株子の相株 出日られ個単す権株な 出日られ個単す権株な は 月記と予場場での関係が多いである。定例である。 この目のでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るのでは、以、利を作るの、にただに、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	① 新株子約相続子約相続子約相続子約相続子約相続子が当た場合。 一							
有利な条件の内容	新株予約権を	・ を無償で発行							

	第18回新株予約権	第20回新株予約権							
取締役会決議日	平成19年5月9日	平成20年5月14日							
発行日	平成19年 5 月25日	平成20年5月30日							
発行した新株予約権の数	1,480個	2,830個							
取締役及び執行役の保 有状況 (社外取締役を除く)	83個/3名	635個/9名							
社外取締役の保有状況	_	80個/8名							
新株予約権の目的とな る株式の種類及び数	普通株式 1,046,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 2,014,000株 (新株予約権1個につき1,000株)							
新株予約権の行使時の 1株当たり払込金額	555円	416円							
新株予約権を行使する ことができる期間	平成19年6月1日から平成29年5月8日	平成22年6月1日から平成30年5月13日							
新株予約権の行使の条件	① 新株子の相様 出日られ個単す権株な 出日られ個単す権株な は 月記と予場場での出りが著書付いる。定時である。定時である。定時である。 この目のでは、以、利を作るを行うとのに、以、利を持ち、は、以、利を持ち、は、以、利を持ち、は、以、利を持ち、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	① 新株子約権者が当た場合によるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるに							
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行								

第21回新株予約権	·						
発行日		第21回新株予約権					
発行した新株予約権の数 取締役及で執行役の保 有状況 (社外取締役の保有状況 新株予約権の目的とな る株式の種類及び数 新株予約権の行使時の 1株当たり払込金額 新株予約権を行使する ことができる期間 ① 新株予約権を行使する ことができる期間 ① 新株予約権をが定亡した場合、期間内本新 権続手をを完了した場合、期間内本新 権続きを完了した場合に限り、本 を指表してご認める。とがに対して定めた目り、とがに満続きを記める。とがに満たといるに関則として平成22年6月1日から平成30年5月31日 を行うことができるのは、原り、本 がは、原りとしてごとの日は、内内(1日 平成24年5月31日主での間は、以内(1日 平成24年5月31日主での分の1は、日からに満切り上げる。といるに満たない数が生じる場合には、利体を行う的は、 が生じる場合には、利体を行う約構たないが生じる場合には、利体を行う約構たない数が生じる場合には、 が変とし、さらに平成22年6月1日から でありたである。に満たないより、全で可能した。 が生じる場合には、利体を行う約構たないが生じる場合には、 が生じる場合には、利体を行う約構たないまかきした。 の定めにより、全で可能となる。 のためにより、全で可能となる。 のためにより、全で可能となる。 のためにより、全で可能となる。 のためにより、全で可能となる。 のためにより、全で可能となる。 のためにより、全で可能となる。 のためにより、全で可能となる。 のためにより、全で可能となる。 のためにより、全で可能となる。 のためにより、全で可能となる。 のためにより、全で可能となる。 のためにより、全で可能となる。 のためにより、全で可能となる。 のためにより、全で可能となる。 のためにより、一般ででは、 がき、対象合があるの質、力は、 対象合があるの質、力は、 対象合があるの質、力は、 対象合があるの質、力は、 対象合がしていては、 対象合がしていては、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 対象合がとのでは、 が、 をでする。 その他ののののののでは、 対象のをでは、 対象のをでは、 が、 をでは、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	取締役会決議日	1775 1 75 1					
取締役及で執行役の保 有状況 (社外取締役の保有状況 新株予約権の目的とな る株式の種類及び数 新株予約権の行使時の 1株当たり払込金額 新株予約権を行使する ことができる期間 ① 新株予約権を行使する ことができる期間 ① 新株予約権を行使する ことができる期間 ① 新株予約権をが死亡した場合、期間内本新 権利統決を雇力した場合、期間内本 権利統とを定認める。 ・新株予的権の子に限り、本 を行り上に満合と限り、本 を行り上に場合の期間、本 を行うことが開け、本 を行り上に場合の表別である。 のがは、原としていてとのでは、 ・大ののは、ことができる。ためにより、全で可能とした。 ・大ののは、対のして、「新株予的相に満切り上げるる。 ・大ののは、利を行う的報として、「新株予的相に満切り上げるる。 を行うことができる。ためにより、人自何使する ことができる。ためにより、全で可能として、「新株予的権を行り表して、「新株予的権を行り表して、「新株予的権を対して、「新株予的権をで能となる。 ・大のの他ののののののののののののののののののののののののののでは、 ・大のの他のののでは、 ・大のの他のののでは、 ・大のの他ののののでは、 ・大のの他ののののでは、 ・大のの他のののののののののののののののののののののののののののののののののの	発行日	平成20年5月30日					
1 名 1 名 37個 1 名 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 370 3	発行した新株予約権の数	2,081個					
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 970,000株 (新株予約権 1個につき1,000株) 新株予約権の行使時の 1株当たり払込金額 416円	有状況	37個/1名					
 3株式の種類及び数 新株予約権の行使時の 1株当たり払込金額 新株予約権を行使することができる期間 ① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権を行使することができる期間 ① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が当行定めた期間本新株の相続表が当れでは、下海をは、原則と下域のとして、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは	社外取締役の保有状況	_					
1株当たり払込金額 新株予約権を行使することができる期間 ① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約相続人が当たでよりにより、新株予約権者の相続人が当たりにした場合の期間の指統手続きを完了した場合に関け、本新株予約権の相続が高さに関してで成22年6月1日から平成24年5月31日まで25年6月1からに満たない数が生じる場合は、利齢に満たないというに満たないというに満たないというに満たないというに満たないというに満たないというに満たないというに満たないというに関いていることができる。など、利権での制度を行うる。場外では、利権である場合は、利権である場合は、利権である場合がある。 ② 新株予約権の行使の集件 新株予約権の行使の条件 新株予約権の行使の条件 ② 新株予約権の行使の条件 ※ 160円 第一次の担いに対しているにより、全で可能というを対しました。 20日期間が日からでは、平成19年6月20日期間の取締役会決策は結ずする。 3 新株予約権を分権を対していては、平成19年6月20日開催の取締役会が表する。 4 その他の条件に対定決議は統計する。 第株子約権を分割を統計する。 5 新株子約権を分割を統計する。 5 手株子約権を分割を統計する。 5 手株子約権を分割を統計する。 5 手株子約権を分割を統計する。 5 手株子約権を分割をがある。 5 手株子約権を分割を対している。 5 手様子約を対している。 5 手様子約を対している。 5 手様子約を対している。 5 手様子のものでは、 5 手様子のものである。 5 手様子の作用でいる。 5 手様子の作用では、 5 手様子の作用をは、 5 手様子の作用では、 5 手様子の作用では、 5 手様子の作用では、 5 手様子の作用では、 5 手様子の作用では、 5 手様子の作用では、 5 手様子の作							
(1) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約相続 (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株内に和新株 (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株内に和新株 (2) 新株予約権者の相続を記める。 (2) 新株予約権をの相続を記し、 (2) 新株予約権をの相続を記し、 (3) 新株予約権の行使の条件 (4) (4) (4) (4) (5) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		416円					
権者の相続完元を認める。 (2) を		平成20年6月1日から平成30年5月13日					
	新株予約権の行使の条件	権者の相続人が当たい場合。 権者の相続人が当た場合。 を完了を認める。 を完了を認める。 を行うを相続をを権力行で収22年6月1日らい。 を持続をを権利行で収22年6月1日の を持続をが極いた。 を行うを移動した。 を行うを移動した。 を行うを移動した。 を行りない。 を行りない。 を行りない。 を行りない。 を行りない。 を行りない。 を行りない。 を行りない。 を行りない。 を行りない。 を行うない。 を行うない。 を作り、 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 を持たない。 をは、 をは、 をがいる。 では、 をは、 をがいる。 では、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をが、 をは、 をが、 をが、 をできる。 をが、 をが、 をが、 をが、 をが、 をが、 をが、 をが、					
有利な条件の内容 新株予約権を無償で発行	有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行					

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等該当事項はありません。

会計監査人に関する事項)会計監査人の状況

_											
	名 称		当該	亥事業	年度	に係	る報酬	州等 (百万円)		そ の 他
I	大阳丰区职士 社(監	查	証	明	業	務		400	監査証明業務以外の業務には、自己資本比
١	有限責任監査法人 トーマツ		監査	証明	業	务以タ	外の 🤅	業務		112	率の内部管理体制についての調査報告等が
١			報	祵	1	等	計			512	含まれます。

- (注) 1. 指定社員は手塚仙夫氏、
- 1. 指定社員は手塚仙夫氏、石塚雅博氏、松本繁彦氏、鈴木順二氏の4名です。 2. 「監査証明業務」とは公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。 3. 当行及び当行子会社及び子法人等の会計監査人への当該事業年度に係る報酬等は以下のとおりです。

	=	当 該	事	業	年	度	に	係	る	報	酬	等	(百	万	円)		
	監	査		証	B	月	業		務										761
	監	査 証	明	業	務し	认 外	· 0	業	務										116
報		幡	-		等			計											877

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

- (3) 会計監査人に関するその他の事項

 イ. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
 監査委員会は、以下の各項のいずれかに該当する場合に会計監査人の解任または不再任につき審議し、解任または不再任が相当と認める場合には必要な決議を行う方針です。

 1. 会社法第337条第3項各号の規定のいずれかに抵触する場合

 2. 会社法第340条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合

 3. その他会計監査人が適正に業務を遂行することが困難であると認められる場合

 - ロ. 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針 当行定款第34条に定める会社法第459条第1項の規定により取締役会に与えられた権限の行使に関しましては、 財務の健全性・安定性・効率性を勘案しつつ、柔軟かつ機動的な資本政策実施の観点から行使していく方針であ
- 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません

8. **業務の適正を確保する体制** 会社法第416条第1項第1号ロ及びホならびに会社法施行規則第112条第1項及び第2項に基づき委員会設置会社の 安社伝第416末第17項第17号に及びかならいに五社伝施刊規則第112末第1項及び第2項に蓋づき委員会設置五社の 取締役会が決議すべき業務の適正を確保するための体制(いわゆる内部統制システム)については、当行では「内部 統制規程」及びその関連規程等に詳細を定め、取締役会において決議しており、執行役は自らの所管業務に対する内部統制システムの構築・運用義務を負うとともに、全執行役・職員がこれに従うことを義務付けております。さらに、取締役会において定期的に内部統制システムの整備状況の検証を行うことにしております。その概略は以下のとおり

- (1) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項(会社法施行規則第112条第1項第1号) 当行は、監査委員会の職務を補助するため監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局の責任者である監査委 員会事務局部長及び同事務局所属の従業員を監査委員会の職務を補助すべき使用人(「職務補助者」)として定め ております。職務補助者は監査委員会にその業務の結果を報告する義務を負うものとしています。
- (2) 前項の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第112条第1項第2号) 監査委員会事務局は、監査委員会に直接報告を行っており各執行役及び業務執行からは独立した組織として設置 されております。また職務補助者の任命・解雇・配置等人事異動については監査委員会の同意を得ることとし、監 査委員会事務局部長の人事異動については監査委員会の同意を得た上で取締役会がこれを決定するものとしており ます。職務補助者の賃金等の改定も予め監査委員会の同意を得ることとしております。このように、監査委員会の

職務を補助すべき使用人について執行役からの独立性を確保しております。

- (3) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制(会社法施行 (会社法施行 規則第112条第1項第3号) 執行役及び従業員は、監査委員会に対して、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該 執行役及び従業員は、監査委員会に対して、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該 事実に関する事項、そのほか取締役会又は監査委員会が定める事項を遅滞なく、報告することとしています。かか る報告については、執行役は直接、従業員は監査委員会事務局を経由して、監査委員会に報告するものとし、原則 として書面により行われるものとしています。そして、監査委員会事務局は、監査委員会又は予め指名された監査 委員からの命令に従い、上記報告をなした執行役又は従業員から事情を聴取することとしております。
- (4) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第112条第1項第4号) 執行役及び従業員は、監査委員会の監査に対して協力し、これを妨げるような行為をしてはならないとされてい るほか、監査委員会は必要に応じ、法律上認められる範囲内に限って当行の費用において行外の専門家を利用する ことができることとしております。
- (5) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第416条第1項第1号ホ、会社法施行規則第112条第2項第4号) 執行役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の基礎として、当行は「新生銀行行動規範」を定めており、個々の役職員全員が遵守すべきものとしております。 「新生銀行行動規範」においては、法規及び社内手続に違反した場合などに解雇を含む懲戒処分が課せられることがあることが規定され、役職員に対し法規及び社内手続に違反した場合の速やかな報告義務を課しております。またすべての役職員に対し、本規範を理解し遵守することを書面等で定期的に誓約・確約することを義務付けております。

ります。 この規範の下、必要に応じた社内手続を設け、役職員の行動を詳細に規制しております。

(6) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第112条第2項第1号) 執行役の職務の執行に係る情報については、その保存媒体に応じ漏洩等のないよう十分な注意をもって保存・管 理に努めることとし、監査委員会の請求に応じて随時提供することとしております。そのほか、執行役及び従業員 の職務執行に関する情報については当行が定めた「情報セキュリティポリシー」に従い、管理することとしており

ます。 「情報セキュリティポリシー」では、情報を重要な資産と認識し、情報資産を適切に管理・保護することとしております。また、情報セキュリティを、情報資産をその特性に応じて適切に管理し、機密性・完全性・可用性を確保・維持することと定義し、これを実現することを目的とし、法令の遵守、必要最小限の開示原則に基づいたアクセス権限の付与、必要な体制の構築・運用、情報資産の分類・管理の実施及び教育・訓練の実施等に関して規定し

(7) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第112条第2項第2号) 損失の危険の管理のため、当行は「新生銀行リスクマネジメントポリシー」を定め、同ポリシーに沿ったリスク

() 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第112条第2項第2号) 損失の危険の管理のため、当行は「新生銀行リスクマネジメントポリシー」を定め、同ポリシーに沿ったリスク 管理体制を構築しております。 「新生銀行リスクマネジメントポリシー」では、当行及び当行グループが抱えるリスクの総和を把握し、能動的 な管理を行うための基本方針を定めており、そのリスク管理は「マクロアプローチ」(経営機関による資本・資源 の配分と評価)と、「規格化された業務管理フレームワーク」(段階的に分散化されたリスク取得承認プロセス) の融合により実践する体制としております。具体的な「業務管理フレームワーク」として、①信用リスク、市場リ スク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、投資リスクといったリスクの属性区分、②リスクポリシー委員会、 複合リスク案件委員会、クレジット委員会、債権管理委員会、ALM/市場リスク管理委員会、新規事業・商品委員 会といったリスクに応じた各種委員会組織の組成・目的・使命・機能、及び③リスク管理部門の機能・役割と責任 等を規定しております

(8) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第112条第2項第3号) 当行執行役は、執行役の職務権限と責任などを定めた「執行役規程」に従い、日々の業務執行を行うこととして

「執行役規程」には、執行役の選任・解任の基準のほか、法令等の遵守、善管注意義務・忠実義務、競業避止義務、利益相反行為の禁止、取締役会への報告義務、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある場合の対応、職務執行に係る情報の保存及び管理など執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基本的な事項を規定し

(9) 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第112条第2項第5号) 当行全体の経営方針やビジネスプラン及びリスク管理やコンプライアンス態勢と整合性を持った業務運営を確保するため、各子会社・関連会社の主管部を定め、主管部が各子会社・関連会社の経営全般の指導・管理を行う体制を構築しております。そのほか、当行の子会社・関連会社の経営指導・管理は当行の「子会社・関連会社ポリシー」に従って行われます。 「子会社・関連会社ポリシー」は①子会社・関連会社の自主性の発揮をサポートすると同時に当行全体の戦略や方向性との整合性確保、②当行と同レベルのリスク管理や事務の実行の指導、③子会社・関連会社としてのファイアーウォール等を含めた規制やコンプライアンスの遵守、レピュテーションの維持、適切な内部統制の確立という子会社・関連会社の管理の3つの責務を明示し、当行グループ価値の極大化を図ることをその目的とし、主管部をはじめ行内の関連各部署の役割と責任、子会社・関連会社の責務、子会社・関連会社にかかわる当行役職員の責務、その他当行役職員の責務等、子会社・関連会社の経営指導・管理に関して規定しております。

(10) その他 当行では、取締役会で決議された「企業倫理憲章」の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力 には毅然かつ断固とした態度をもって対応し、その不当な介入を常に妨げるとともに速やかに排除することを宣言 しております。

以上の内部統制システムの実効性を検証するために、監査部は当行が定める「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を執行役社長及び監査委員会に対して報告することとしております。

9. 会計参与に関する事項 該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

記

- 1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用が可能です。
 - 【議決権行使サイトURL】 http://www.webdk.net
- 2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- 3. インターネットによる議決権行使は、平成22年6月22日 (火曜日) 午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- 4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 5. インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行 使として取り扱わせていただきます。
- 6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信(暗号化通信)が可能な機種であること。
 - 。 (セキュリティ確保のため、128bitSSL通信(暗号化通信)が可能な機種のみ対応しておりますので、一 部の機種ではご利用いただけません。)
 - (Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 00 0120-186-417 (24時間受付)

<用紙の請求等、その他のご照会> ▼ 0120-176-417 (平日午前9時~午後5時)

以 上